

「北九州市客引き行為等適正化に関する条例」制定までの経緯

- 平成 29 年～ 一部の居酒屋などの客引きが道路中央に立つ等の迷惑行為が目立ち始める
- 平成 30 年～ 地域団体や警察・行政が連携した「小倉繁華街客引き適正化協議会」を設置し、官民合同の客引き対策を実施
- 令和 2 年 8 月 繁華街における客引き行為等への対策に関して広く有識者から意見を聴取するための市政運営上の会合「繁華街における客引き行為等への対策検討会議」設置
- 令和 3 年 12 月 地元自治会及び小倉中央商業連合会が市に対して飲食店の客引きを禁止するための条例制定を求める要望書を提出
- 令和 4 年 9 月 議会本会議において、条例案可決
- 令和 4 年 10 月 条例一部施行（禁止区域における罰則等を除く）
禁止区域選定のため、諮問機関である「北九州市客引き行為等の適正化推進協議会」を開催し、協議会の答申を受け、市として禁止区域を魚町・京町地区に決定
- 令和 4 年 11 月～ 禁止区域の告示・周知期間（看板設置・チラシ配布等）
- 令和 4 年 12 月 条例全部施行（罰則等を含む）
- 令和 5 年 4 月～ 巡視員による巡視開始